(ii)　二年目の四月一日に従価七・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十六円八十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(iii)　三年目の四月一日に従価五・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十七円八十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(iv)　四年目の四月一日に従価四・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき八円九十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(v)　五年目の四月一日に従価二・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは、当該従量税率）まで削減する。

(vi)　六年目の四月一日に従価一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは、当該従量税率）まで削減する。

(vii)　当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(m)　実施区分の欄に「JPB8＊＊＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十八円二十九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日に従価七・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十一円九十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(iii)　三年目の四月一日に従価五・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十五円五十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(iv)　四年目の四月一日に従価四・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十九円十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(v)　五年目の四月一日に従価二・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十二円七十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(vi)　六年目の四月一日に従価一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき六円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(vii)　当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(n)　実施区分の欄に「B9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の九分の二を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(o)　実施区分の欄に「JPB10＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二・二パーセントまで削減し、これにより得られる税率の九分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(p)　実施区分の欄に「B11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の二を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(q)　実施区分の欄に「JPB11＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。

(i)　この協定が効力を生ずる日から九年目の三月三十一日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

(A)　次の(1)と(2)との合計額

(1)　一キログラムについての課税価格に係数を乗じて得た一キログラムについての額

(2)　次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。

(3)　次の表の3欄に掲げる率に百パーセントを加えた率

(4)　次の表の2欄に掲げる額を八百九十七円五十九銭で除して得た値

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	二六九・五〇	三・七
二	二三一・一三	三・二
三	一九二・七五	二・七
四	一五四・三八	二・二
五	一二八・六五	一・八
六	一〇二・九一	一・四
七	七七・一九	一・一
八	五一・四六	〇・七
九	二五・七二	〇・三

(B)　一キログラムについての課税価格

(ii)　十年目の四月一日から無税とする。

(r)　実施区分の欄に「JPB11＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　(A)　一年目については、従価三・七パーセント

(B)　二年目については、従価三・二パーセント

(C)　三年目については、従価二・七パーセント

(D)　四年目については、従価二・二パーセント

(ii)　五年目の四月一日から毎年行われる(i)(D)に規定する税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(s)　実施区分の欄に「JPB11＊＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の二十五パーセントを削減し、これにより得られる税率の十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。